

## 糸満市総合教育会議の傍聴に関する要領

制定 平成27年6月25日 糸満市総合教育会議

### (趣旨)

第1条 この要領は、糸満市総合教育会議設置要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定による糸満市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の公開に関し、その傍聴のための必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴手続)

第2条 総合教育会議の傍聴する者は、糸満市総合教育会議傍聴者名簿（別記様式）に必要事項を記入し、係員の指示に従い、先着順に傍聴席において傍聴するものとする。

### (傍聴の制限)

第3条 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒、杖その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他会議を妨害又は議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる者

### (遵守事項)

第4条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 総合教育会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により可否の表明をしないこと。
  - (2) 会場において、飲食及び喫煙はしないこと。
  - (3) 会場において、写真撮影、録画及び録音等を行わないこと。ただし、市長の許可を得た場合は、この限りでない。
  - (4) 事務局の指示に従うこと。
  - (5) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
  - (6) その他会議の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと。
- 2 傍聴者が遵守事項を守らない場合は、市長は、これを注意し、なおこれに従わないときは、退場を命ずる。

### (会議の非公開)

第5条 要綱第6条ただし書きの規定により総合教育会議を非公開とするときは、傍聴人は退場しなければならない。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、総合教育会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、公布の日から施行する。

